**イノキュウ推奨就業規則・規定**

**退職金規程**

（目的）

第１条　この規程は、就業規則の定めるところにより、○○○株式会社（以下「会社」という）の正規の従業員の退職金の支給に関する事項を定めるものである。

（適用範囲）

第２条　この規定は、就業規則に定める正規の従業員に適用する。嘱託、パートタイマー等の非正規従業員には適用しない。

(受給資格)

第３条　この規程による退職金は勤続年数満３年以上の従業員が退職した場合に、その者に支給する。

２．従業員が死亡した場合の退職金は、労働基準法施行規則第42条から第45条の定めるところにより支払う。

（退職金の構成）

第４条　退職金の構成は以下の各号のとおりとする。

　（１）基本退職金

　（２）定年功労加算金

　（３）特別功労加算金

（基本退職金）

第５条　基本退職金の支給は、会社が各従業員について独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部（以下「中退共」という）との間に、退職金共済契約を締結することによって行うものとする。

２．退職金共済契約の掛金月額は従業員毎に各人の等級に応じて、別表のとおりとする。

３．新規に雇い入れた従業員については雇入れより２年を経過した月の翌月に、中退共と退職金共済契約を締結する。

４．原則として就業規則に定める休職期間中は、掛金の支払いを行わない。

５．基本退職金の支給額は、その掛金月額と掛金納付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。

（定年功労加算金）

第６条　定年により退職する際には、定年功労加算金を支給する。なお、その支給額は前条で定める基本退職金に○○％を乗じて得た金額とする。

（特別功労加算金）

第７条　在職中の勤務成績が特に優秀で、会社の業績に功労顕著であったと会社が認めた従業員に対し、特別功労加算金を支給することがある。

（退職金の受給）

第８条　基本退職金は、従業員（従業員が死亡したときは、その遺族）に交付する退職金共済手帳により、中退共から支給を受けるものとする。

２．従業員が退職又は死亡したときは、やむを得ない理由がある場合を除き、本人又は遺族が遅滞なく退職金を請求できるよう、速やかに退職金共済手帳を本人又は遺族に交付する。

３．定年功労加算金又は特別功労加算金は、退職の日から原則として１ヵ月以内に本人若しくは遺族に支給する。

(退職金の減額）

第９条　退職金は懲戒処分があった場合には不支給又は減額をすることがある。この場合、中退共から支給される退職金について、会社はその減額を申し出ることがある。

（規程の改廃）

第10条 この規程は、会社の経営状況及び社会情勢の変化等により必要と認めたときは、支給条件・支給水準等を見直すことがある。

　　　　付則

１．この規程は、令和○○年○○月○○日より適用する。

改訂　令和○○年○○月○○日

別表

|  |  |
| --- | --- |
| 等級 | 掛金月額 |
| Ⅰ | 5,000円 |
| Ⅱ | 7,000円 |
| Ⅲ | 10,000円 |
| Ⅳ | 14,000円 |
| Ⅴ | 20,000円 |